

○静岡県警察職員の分限の取扱いに関する訓令

(平成 15 年 11 月 28 日静岡県警察本部訓令第 25 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）及び職員の分限に関する条例（昭和 28 年県条例第 33 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の分限の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本部長が任命する静岡県警察の職員（条件附採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員を除く。）をいう。
- (2) 分限対象事由 法第 28 条第 1 項各号及び第 2 項各号並びに条例第 2 条各号及び第 3 条各号に規定される分限の対象となる事由をいう。
- (3) 分限処分 法第 28 条第 1 項若しくは第 2 項又は条例第 2 条若しくは第 3 条の規定に基づき、職員をその意に反して、免職し、降任し、休職し、又は降給する処分をいう。

第 2 章 申立て等

(所属長の申立て)

第 3 条 所属長は、所属の職員が分限対象事由のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実を調査し、その結果、当該職員について分限処分に付する必要があると認めるときは、分限に関する申立書（様式第 1 号。以下「申立書」という。）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に申し立てなければならない。ただし、条例第 2 条第 2 号に該当し、当該職員から休職の申出があった場合は、この限りでない。

(警務課長の申立て)

第 4 条 警務課長は、職員について分限処分に付する必要があると認めるときは、申立書により、本部長に申立てをすることができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の規定による申立てについて準用する。

(監察課長による通報)

第 5 条 監察課長は、所掌する事務の処理に当たり、職員を分限処分に付する必要があると認めるときは、その状況を明らかにする資料を添えて警務課長に通報するものとする。

(申立てに必要な資料)

第 6 条 第 3 条又は第 4 条の規定に基づく申立ては、被申立者（申立ての対象となった職員をいう。以下同じ。）に係る分限対象事由に関し本人又は関係者から事情を聴取

した書面（以下「事情聴取書」という。）、当該分限対象事由に関し本人又は関係者がその経緯等を自ら記載した書面（以下「始末書等」という。）及び次に規定する資料を添えて行わなければならない。ただし、始末書等に関し、本人又は関係者が作成を拒否し、又は所在不明その他やむを得ない事由により作成が困難な場合は、当該資料に代えて、その経緯を記した書面により報告することができる。

- (1) 法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号若しくは条例第 3 条各号に該当すると認められるときは、勤務実績の資料、事実関係の調査に従事した者がその結果を記載した書面（以下「事実調査報告書」という。）その他その事実を証明し、又は認定する資料
- (2) 法第 28 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号に該当すると認められるときは、部長の指定する医師 2 人の診断書（次条に規定する審査を行った場合は、その際提出した診断書を用いることができる。）その他その事実を証明し、又は認定する資料
- (3) 法第 28 条第 2 項第 2 号に該当すると認められるときは、事実調査報告書その他その事実を証明し、又は認定する資料
- (4) 条例第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当すると認められるときは、事実調査報告書その他その事実を証明し、又は認定する資料
（健康管理審査の諮問）

第 7 条 警務部長は、第 3 条又は第 4 条の規定により申立てのあった被申立者について、次に該当する場合であつて、必要があると認められるときは、健康管理審査要求書（様式第 2 号）により、静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令（令和 5 年県本部訓令第 5 号。以下「安全衛生管理に関する訓令」という。）第 48 条第 2 号に規定する審査を諮問するものとする。

- (1) 法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当し、本人の意に反して（その健康状態のため本人の明示の意思が確認できない場合を含む。）免職し、又は降任する必要がある場合
- (2) 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当し、休職に付する必要がある場合
（復職等の申立て）

第 8 条 所属長又は警務課長は、休職を命じられた職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条又は第 4 条の規定に準じてその旨申し立てるものとする。この場合においては、第 6 条に規定する資料のうち、その事実を認定するに足るものを添えて行うものとする。

- (1) 条例第 5 条第 2 項の規定により、休職の期間を更新するとき。
- (2) 条例第 5 条第 4 項の規定により、休職の事由が消滅したと認められる場合において、速やかに復職を命じなければならないとき。
- (3) 条例第 5 条第 5 項に規定する休職の期間にあった者のうち、条例第 8 条第 1 項に該当する者として復職を命じる必要があるとき。

- 2 前項第2号に規定する休職の事由が法第28条第2項第1号に該当する場合においては、当該職員は、あらかじめ、安全衛生管理に関する訓令第43条に規定する健康管理区分の指定の申請を行わなければならない。

第3章 委員会

(委員会の設置等)

第9条 職員の分限に関する審査を行うため、県本部に静岡県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、職員を分限処分に付する必要があるか否かの審査（以下「分限審査」という。）を厳正に行い、その結果を本部長に答申するものとする。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には警務部長を、委員にはその他の部長、警務部参事官（監察担当）、警務課長及び監察課長並びに委員長の指名する者をもって充てる。

- 3 委員長に事故等があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の開会)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(委員会の書記)

第12条 委員会に若干名の書記を置く。

- 2 書記は、警務部警務課に勤務する警部（相当職の警察行政職員を含む。）のうち、委員長が指名する者をもって充てる。

- 3 書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

(除斥及び忌避)

第13条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する分限審査に関与することができない。

- 2 委員長及び委員は、分限審査に付された事案について、当該審査に当たることが適当でないと認めるときは、委員会に対しその理由を明らかにして、これを忌避することができる。

第4章 審査等

(審査の要求)

第14条 本部長は、第3条又は第4条に規定する申立てを受けた場合において、被申立者の分限処分を行うに当たり必要があると認めるときは、分限審査要求書（様式第3号）に証拠を添えて、委員会に分限審査を要求するものとする。

(勤務に関する指示等)

第 15 条 本部長は、委員会に分限審査を要求した場合において、必要があると認めるときは、被申立者の勤務に関する所要の指示をし、又は被申立者が保管する支給品若しくは貸与品（以下「給貸与品」という。）の返納を命ずることができる。

2 本部長は、前項の措置をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、直ちに勤務に関する所要の指示を解除し、又は給貸与品を交付するものとする。

（審査の通知等）

第 16 条 委員長は、委員会に対する分限審査の要求があつたときは、所属長を通じて、その旨を分限審査通知書（様式第 4 号。以下「通知書」という。）により、被申立者に通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、この限りでない。

（口頭審査の手続等）

第 17 条 被申立者は、前条の通知を受けた場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、委員長に対し、分限審査に対する回答書（様式第 5 号）により口頭審査を要求するか否かについて回答するものとする。

2 被申立者が前条に規定する通知書の受領を拒否したとき、又は前項の期間内に回答がないときは、被申立者が口頭審査を要求しないものとみなす。

（委員会の審査）

第 18 条 委員長は、前条第 1 項に規定する期間経過後、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあつた日の翌日から起算して 7 日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査とする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、被申立者の出席等を求めて、口頭審査を行うものとする。

3 分限審査は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第 4 条の規定により警務課長が申立てをした場合は、当該申立てに係る議決委員から除外する。

5 警務課長の申立てが、第 5 条に規定する監察課長の通報に基づくときは、監察課長を当該申立てに係る議決委員から除外する。

6 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

（持ち回り審査）

第 19 条 書面審査による場合において、証拠資料から分限対象事由が明らかなきなど委員長が委員会を開催する必要がないと認めたときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）をもって、委員会の議決とすることができる。

2 持ち回り審査を行う場合は、委員長又は委員を合わせて過半数の審査を経なければならない。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは、「審査に参加した委員」と読み替えるものとする。

(口頭審査)

第20条 委員長は、口頭審査を行う場合においては、被申立者に対し、速やかに審査の期日、場所等を口頭審査通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

- 2 口頭審査は、被申立者を出席させた上で行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由なく出席しないときは、被申立者の出席なくこれを行い、又は書面審査に代えることができる。

(証拠の審査等)

第21条 被申立者は、口頭審査の期日の3日前までに、所属長を通じ委員長に対し、証人等要求書(様式第7号。以下「要求書」という。)により証人の呼出し又は自己の分限に関する証拠の審査(以下「証拠の審査等」という。)を要求することができる。

- 2 前項の期間内に要求書の提出がないときは、被申立者が証拠の審査等を要求しないものとみなす。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、証人の出席を求め、又は証拠資料の提出を要求することができる。
- 4 委員長は、第1項の規定による証拠の審査等の要求があった場合においては、当該要求に係る証拠を審査し、又は必要があると認めるときは証人を委員会に呼び出さなければならない。ただし、その証人が呼出しに応じないなどやむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 委員会は、被申立者及び証人を個別に審査するものとする。ただし、委員長が必要があると認めたときは、これらを同席させて審査することができる。

(記録)

第22条 委員会は、審査の状況を明らかにするため、分限処分議事録(様式第8号)を作成しなければならない。

(答申)

第23条 委員会は、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を議決し、答申書(様式第9号)により本部長に答申するものとする。

第5章 処分等

(分限処分の決定)

第24条 本部長は、前条の答申を尊重し、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定するものとする。

(文書の様式及び交付)

第 25 条 分限処分（休職の更新を含む。）は、所属長を通じ被申立者に対し人事異動通知書（様式第 10 号）及び処分説明書（様式第 11 号）を交付して行うものとする。この場合において、被申立者がある受取を拒んだときは、その時において交付があったものとみなす。

2 前項の規定による文書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合は、その内容を静岡県公報により公示し、その日から 2 週間を経過したときに交付があったものとみなす。

3 第 1 項に規定する文書を交付したときは、処分請書（様式第 12 号）を徴するものとする。ただし、被申立者が作成を拒否したときその他特別の事情があるときは、この限りでない。

（復職の通知）

第 26 条 本部長は、第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する復職を決定したときは、所属長を通じ、人事異動通知書により、当該職員に通知するものとする。

第 6 章 補則

（失職の手續）

第 27 条 所属長は、所属の職員が法第 28 条第 4 項及び条例第 8 条第 2 項の規定する失職に該当するときは、警務課長を経由して本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、職員が失職する場合においては、所属長を通じ、人事異動通知書により、当該職員に通知するものとする。

（解雇予告等）

第 28 条 本部長は、法 28 条第 1 項各号の規定により被申立者を免職しようとするときは、被申立者に対し労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条第 1 項に規定する予告を行わなければならない。ただし、同条第 3 項の規定により人事委員会の解雇予告除外認定を受けたときは、この限りでない。

（休職手續の特例）

第 29 条 条例第 2 条第 2 号に該当する職員から休職の申出があった場合の手續は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 10 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 28 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。